

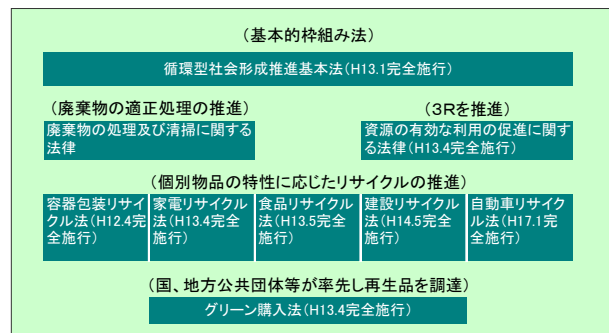
1 循環型社会システムの確立

1-1 生活様式の転換の促進

1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発(環境創造課)

(1)ごみ減量化等の経緯

平成12年6月、「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。この法律では、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割が規定されているとともに、処理の優先順位が初めて法定化され、1-発生抑制、2-再使用、3-再生利用、4-熱回収、5-適正処分という順位とされました。また、平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」が一部改正され、平成12年6月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」が公布されました。これは、循環型社会を形成していくために必要な3R¹の取り組みを総合的に推進するための法律です。



ごみの減量化に向けては、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、まず、ごみを減らす工夫をし(リデュース)、さらには何度も繰り返して使い(リユース)、そのうえで、どうしても出るごみは、資源回収に回して再資源化(リサイクル)することが必要です。

(2)普及啓発活動等の推進

県では、ごみ減量・リサイクル推進のため、次の普及活動等を行いました。

①ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン

環境月間(5月30日～6月30日)、環境美化の日(5月30日、ゴミゼロの日)を中心として、平成21年度に次のキャンペーン等を実施しました。

- マスコミや県・市町村の広報媒体を活用したごみの散乱防止啓発を実施。
- 消費者、事業者など各種団体等と連携し、駅、大型小売店等で、啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけ。
- 各市町村においても、ごみの一斉収集活動を地域住民等に呼びかけ。

¹ Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)

②ポスター・標語コンテスト

ごみの散乱防止と3R推進の普及・啓発活動の一環として、昭和57年度から県下の小・中・高等学校の児童・生徒を対象にポスター・標語コンテストの募集を行っています(平成21年度で28回目)。平成21年度は、ポスター481点、標語2,880点の応募があり、優秀作品を表彰するとともに、関東甲信越静環境美化推進連絡協議会のコンテストに応募出品しました。

③マイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)

近年、生活様式の多様化や消費意識の変化等により、容積比でごみの約6割を占める容器包装をはじめとするごみの排出量の増加が深刻な問題となっています。このことから、消費者、事業者に買い物袋(マイバッグ)の持参や簡易包装への協力等を呼びかけ、レジ袋、包装紙等の削減によるごみの減量化を図るとともに、県民一人ひとりがごみの減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す契機としています。

県では、毎年10月をキャンペーン強調月間とし、マスコミや県・市町村の広報媒体を活用し、消費者・事業者への呼びかけを行っています。

④省資源・省エネルギー運動の推進(環境創造課)

省資源・省エネルギーの重要性や環境にやさしいライフスタイルの定着についての意識啓発を図るため、次のとおり月間キャンペーン等を実施しました。

- 夏季及び冬季の省エネルギー対策について、ポスター掲示等により、県民への呼びかけを行った。
- 10月を環境にやさしい買い物キャンペーン月間とし、広報誌、テレビスポットやポスター掲示等により、消費者、事業者への呼びかけを行った。
- 2月を省エネルギー月間とし、ポスター等による普及啓発を行った。

2 ごみ減量・リサイクル推進の施策(環境創造課)

(1)ごみ減量化やまなしモデルの推進

住民をごみの減量化の実践に導く動機付けとなる効果的な手法と推進すべきリサイクル分別収集品目を示した「ごみ減量化やまなしモデル」に基づき、市町村に対して地域の実情に応じた実施を促し、本県の家庭ごみのより一層の減量化を図ります。

<ごみ減量化やまなしモデル>

①発生抑制等・リサイクル分別収集を推進する手法

住民に動機付けを与える次の3つの手法により、ごみの発生抑制等・リサイクル分別排出の実践活動に導いてごみ減量化を図ります。

i 規制的手法(戸別収集)

ステーション収集方式から可燃ごみ等の門先への排出による戸別収集方式へ転換

ii 経済的手法(有料化)

住民に対する費用負担の公平性が高く、仕組みがわかりやすい指定袋・単純従量制による有料化

iii 奨励的手法(奨励策)

家庭での生ごみ処理により生成される堆肥を奨励品と交換

②推進すべきリサイクル分別収集品目

既存のリサイクル分別収集品目に加え、「ミックス紙」「生ごみ」「廃食油・剪定枝・衣類」をリサイクル品目として分別収集してリサイクルの推進を図り、焼却・最終処分されるごみの減量化を図ります。

③ごみ減量化やまなしモデルの推進

ごみ減量化やまなしモデルに沿った市町村事業に対して支援を行うことにより、モデルの実践を促して、山梨県のごみ減量化を推進していきます。

(2)環境にやさしいイベントの推進

県内では、県や各種団体等により、年間を通じて様々なイベントが開催されています。イベントは、多くの人に参加し、華やかなものですが、一方で多くの廃棄物が排出され、資源やエネルギーが消費されています。このため、イベントを開催する際に、環境に与える負荷をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を図るため、環境にやさしいイベントの開催を推進しています。

3 企業、事業者における環境対策への支援等

(1)多量排出事業者排出抑制推進事業(環境整備課)

県内の事業者の産業廃棄物(事業系一般廃棄物を含む)の発生抑制に関する積極的な取り組み状況を公表し、適正な取り組みを行った事業者を認定することにより、事業者の発生抑制に向けての取り組みを支援します。

平成21年度は、61事業者(建設業43社、製造業13社、その他5社)が参加し、発生抑制の取り組み状況や削減目標の達成状況、廃棄物の適正処理の状況などを確認し、平成22年度において、各事業者の積極的かつ適正な取り組みが認められた事業所に対して認定を行います。

(2)ISO14000 シリーズ指導事業(産業支援課)

各企業の環境保全に関するISO14000シリーズの取得を支援するため、民間コンサルタントの専門家を取得希望中小企業(1社)に派遣しました。

(3)金融面における支援(商業振興金融課)

本県では「山梨県商工業振興資金融資制度」の中に「環境・雇用対策資金(環境対策融資)」を設け、中小企業を対象とした低利融資の仕組みを整えています。

○融資の概要

環境対策融資

① 融資対象

資本金又は出資金が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人、個人及び組合

② 対象施設

- ・事業活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設・設備
- ・代替フロン・脱フロン型物質を使用し、又は特定フロン等を回収するための施設・設備
- ・ISO14000の認証取得、HACCPシステムを導入し、総合衛生管理製造過程の承認取得のための資金
- ・リサイクル等に資する施設・設備
- ・国土交通大臣が認定した低公害車を購入又はその燃料充填設備(ガソリン、軽油及びLPGを除く)の整備
- ・知事が認定した粒子状物質減少装置の整備
- ・環境保全、環境に対する負荷を軽減するための山小屋等のトイレ整備
- ・許可を受けた一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の整備及び変更許可を受けた既施設の改築
- ・産業廃棄物を自ら処理するのに必要な施設・設備
- ・省エネルギーに資する施設・設備

③ 融資条件

- ・利率 責任共有 2.0% 全部保証 1.8%(山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合 2.1%)
- ・貸付限度額 設備資金 5,000万円以内
 - (省エネルギー対策関係)
 - 設備資金 1億円以内
 - (産業廃棄物処理対策関係)
 - 設備資金 2億円以内
 - 運転資金 2,000万円以内
- ※ただし設備資金、運転資金を合わせて2億円以内
- ・償還期間 設備資金 7年以内(1年以内の据置を含む)
 - (山小屋等のトイレ整備関係)及び(省エネルギー対策関係)
 - 設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む)
 - (産業廃棄物処理対策関係)
 - 設備資金 10年以内(2年以内の据置を含む)
 - 運転資金 7年以内(2年以内の据置を含む)
- ・償還方法 元金均等割賦償還

○融資の状況

| 年度(平成) | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|----------|---------|---------|---------|-------|---------|--------|---------|--------|--------|-------|
| 貸付件数(件) | 1 | 7 | 7 | 3 | 7 | 3 | 3 | 3 | 5 | 1 |
| 貸付実績(千円) | 150,000 | 182,000 | 212,700 | 8,120 | 283,100 | 29,460 | 172,370 | 22,100 | 70,745 | 3,300 |

1-2 資源の循環的な利用の促進

1 リサイクル法と山梨県分別収集促進計画(環境創造課)

(1)第五期山梨県分別収集促進計画の推進

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目を対象に分別収集が施行されました。また、平成12年4月から一部猶予されていた容器包装3品目も対象とされ、法的には完全実施となり、平成13年4月からは、プラスチック容器包装と紙製容器包装の識別表示(マーク)も義務化され、消費者がゴミを出すときの分別が容易となりました。

更に、リサイクルより優先されるべきリデュース、リユースを推進しすべての関係者の協働を図り、社会全体のコストの低減により容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとした改正法が平成20年4月から完全施行されました。

これらの動きに伴い、県内市町村では、平成17年度策定した第四期の市町村分別収集計画(平成18年度～22年度、5箇年計画)の実施状況を踏まえ、平成19年度に第五期の市町村分別収集計画(平成20年度～24年度、5箇年計画)を策定しました。

県が策定した本計画は、同法第9条の規定に基づき、第五期の市町村分別収集計画を集約するとともに、第四期の計画の実施状況を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を明らかにし、一般廃棄物の減量化とリサイクルを通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型社会システムの構築に寄与しようとするものです。

(2)計画の概要

①計画期間

本計画は、平成20年度から平成24年度までの5箇年計画です。計画は5年を一期として3年ごとに策定することとしており、本計画は第五期目の計画になります。

②対象品目

本計画は、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(白色トレイのみの分別収集も可)、鋼製容器包装(スチール缶)、アルミ製容器包装(アルミ缶)、段ボール、飲料用紙製容器包装(紙パック)の10品目が対象です。

③市町村分別収集計画の策定状況

市町村単独の分別収集計画と一部事務組合単位の分別収集計画を合わせ県下27市町村の全てが計画を策定しました。(平成21年度まで28市町村)

④分別収集取り組み市町村数

| 対象品目／年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 無色ガラス | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 |
| 茶色ガラス | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 |
| その他ガラス | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 |
| その他紙製容器包装 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| ペットボトル | 27 | 27 | 26 | 26 | 26 |
| その他プラスチック | 27 | 27 | 26 | 26 | 26 |
| (白色トレイ) | 27 | 27 | 26 | 26 | 26 |
| スチール缶 | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 |
| アルミ缶 | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 |
| 段ボール | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 |
| 紙パック | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |

⑤計画品目数別の市町村数

| 計画品目数／年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 10 品目 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 9 品目 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 8 品目 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 7 品目 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 品目 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

⑥容器包装廃棄物排出見込み量

(単位：t)

| 容器包装廃棄物排出見込み量 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 63,671 | 63,638 | 63,314 | 63,208 | 63,114 |

⑦分別収集見込み量

(単位：t)

| 対象品目／年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 無色ガラス | 1,814 | 1,808 | 1,804 | 1,801 | 1,797 |
| 茶色ガラス | 1,941 | 1,926 | 1,911 | 1,897 | 1,886 |
| その他ガラス | 1,186 | 1,174 | 1,170 | 1,163 | 1,157 |
| その他紙製容器包装 | 273 | 266 | 259 | 254 | 250 |
| ペットボトル | 1,291 | 1,319 | 1,344 | 1,372 | 1,399 |
| その他プラスチック | 2,463 | 2,428 | 2,398 | 2,369 | 2,346 |
| (白色トレイ) | 40 | 40 | 41 | 43 | 44 |
| スチール缶 | 2,645 | 2,608 | 2,575 | 2,547 | 2,519 |
| アルミ缶 | 1,065 | 1,065 | 1,067 | 1,069 | 1,074 |
| 段ボール | 6,598 | 6,656 | 6,711 | 6,772 | 6,831 |
| 紙パック | 190 | 192 | 196 | 198 | 202 |

⑧分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

ア 基本方策

本計画を着実に実施するにあたっての基本方策は、次のとおりです。

- i ごみ減量化・リサイクルへの意識啓発
- ii 地域の実情と特性を勘案した、市町村における効率的な分別収集体制の促進

- iii 再商品化製品の積極的な使用の促進
- イ 分別収集の促進の意義に関する知識の普及
 - i ごみ減量化・リサイクルへの意識啓発
- ウ 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進
 - i 市町村の分別収集に関する情報の収集及び提供
 - ii 市町村等におけるごみ減量・リサイクル推進事業への財政的支援

2 資源の循環的な利用の促進

(1)山梨県リサイクル製品認定制度(環境創造課)

県内の再生資源を原料とするリサイクル製品の利用拡大と県内リサイクル産業の育成を図るために、平成 15 年度に「山梨県リサイクル製品認定制度」を創設しました。認定製品は平成 22 年 3 月末現在で次の 44 製品です。



| | |
|-------|-----|
| 肥料 | 8製品 |
| 木チップ | 6製品 |
| ブロック類 | 3製品 |
| 砕石 | 7製品 |

| | |
|---------|------|
| 庭園・園芸用品 | 10製品 |
| アスファルト | 6製品 |
| その他 | 4製品 |

(2)使用済み自動車のリサイクルの促進(環境整備課)

「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」により、平成 17 年1月から新たな自動車のリサイクルシステムが本格的に稼働しました。この法律は、自動車メーカー、自動車所有者、解体業者・破砕業者等関連事業者の役割を義務づけ、自動車に関わるすべての関係者が協力して使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図り、廃棄物を削減し、資源の有効利用を促進する循環型社会を構築することを目的としています。

県では、法に基づくリサイクルシステムが円滑に機能するよう、自動車所有者への啓発普及活動や相談業務を行うとともに、引取業者・解体業者等の関連事業者を監視指導しています。

1-3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物²の状況(環境整備課・大気水質保全課)

一般廃棄物は、市町村が処理に関する計画を定めるものとされており、各市町村は計画に従い一般廃棄物の減量に努めるとともに、生活環境の保全に支障のないよう処理を行っています。

県では、一般廃棄物の処理が適正になされるよう、各市町村に対し、処理計画の策定等について必要な助言を行うとともに、施設の整備等について技術的な支援を行っています。また、ごみ処

² 産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律・政令で定める 20 種類のもの)以外のものをいい、私たちの日常生活から生じる家庭系の廃棄物及び 20 種類以外の事業系の廃棄物の総称。

理施設、し尿処理施設等に対して、計画的に立入検査を行い、二次公害を未然に防止するための助言を行っています。

(1)ごみ処理等の状況(環境整備課)

①ごみの収集・処理量の推移

家庭や事業所で発生したごみの量(以下「総排出量³⁾という)の推移は、次のとおりです。

| 区 分 \ 年 度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H 16 | H 17 | H 18 | H 19 | H20 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 計画処理区域人口(千人) | 889 | 889 | 887 | 886 | 884 | 882 | 879 | 876 | 870 |
| ごみの総排出量(千t/年) | 341 | 345 | 348 | 348 | 349 | 347 | 349 | 339 | 328 |
| 1人1日当たりの排出量(g) | 1,001 | 1,014 | 1,027 | 1,030 | 1,031 | 1,017 | 1,036 | 1,010 | 984 |

ごみの排出量の推移

平成20年度のごみの総排出量は年間約32万8千t。これは前年度に比べて3.4%の減少であり、家庭系ごみ及び事業系ごみ双方ともが減少しています。また、1人1日当たりの排出量は984gと、前年度に比べて26g減少しました。

②ごみ処理の状況

県内の集団回収量を除いたごみ処理量の内訳は、家庭系のごみとして市町村等が直営又は委託により収集しているものが72.0%、事業系ごみとして事業者が焼却施設等へ直接搬入するか市町村の許可業者が収集するものが28.0%となっています。

収集・直接搬入されたごみは、次のとおり中間処理等がされており、最終的に再資源化されるものが14.5%、減量化されるものが76.1%、最終処分されるものが9.4%となっています。

(単位:t/年)

| 処 理 方 法 \ 年 度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H 16 | H 17 | H 18 | H 19 | H20 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 焼却施設 | 259,869 | 266,355 | 267,588 | 266,906 | 270,975 | 267,347 | 265,281 | 259,785 | 251,280 |
| 直接埋立 | 35 | 533 | 999 | 210 | 131 | 359 | 624 | 266 | 261 |
| 粗大ごみ処理・資源化等施設 | 51,060 | 48,212 | 47,719 | 56,044 | 47,722 | 44,819 | 43,498 | 42,652 | 42,896 |
| ごみ燃料化施設 | 1,859 | 1,824 | 1,859 | 1,864 | 1,821 | 1,852 | 2,139 | 1,874 | 1,800 |
| その他の処理 | 1,063 | 1,179 | 1,272 | 1,138 | 512 | 967 | 1,929 | 322 | 18 |
| 直接資源化 | 9,982 | 10,261 | 9,483 | 11,982 | 9,329 | 10,699 | 11,568 | 11,531 | 10,547 |
| 合計 | 323,868 | 328,364 | 328,920 | 338,144 | 330,490 | 326,043 | 325,039 | 316,430 | 306,802 |

ごみ処理の状況

ごみの中間処理施設はごみ焼却施設10施設(処理能力合計1,239t/日)、粗大ごみ処理施設3施設(処理能力合計145t/日)、資源化等を行う施設6施設(処理能力合計100t/日)、ごみ固形燃料化施設1施設(処理能力10t/日)などとなっています(中間処理施設一覧は資料編に掲載)。

| 区 分 | 分別収集計画量(t) | 分別収集実績量(t) | 収集率 |
|-----------|------------|------------|-------|
| 無色ガラス | 1,814 | 1,757 | 96.9% |
| 茶色ガラス | 1,941 | 1,829 | 94.2% |
| その他の色ガラス | 1,186 | 1,150 | 97.0% |
| その他の紙製 | 273 | 181 | 66.3% |
| ペットボトル | 1,291 | 1,285 | 99.5% |
| その他プラスチック | 2,463 | 1,014 | 41.2% |
| (白色トレイ) | 40 | 33 | 82.5% |
| スチール缶 | 2,645 | 2,121 | 80.2% |
| アルミ缶 | 1,065 | 1,004 | 94.3% |
| 段ボール | 6,598 | 6,208 | 94.1% |
| 紙パック | 190 | 159 | 83.7% |

容器包装リサイクル法の実績(環境創造課調べ)

³ 総排出量=収集運搬量+直接搬入量+集団回収量。

1人1日当たりの排出量=(収集運搬量+直接搬入量+自家処理量)÷総人口÷年間日数

廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における「一般廃棄物の排出量」と同様の算出方法。ごみの排出量にはこのほかに、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画における算出方法があり、こちらは集団回収量が除かれている。

なお、平成 12 年 4 月から「容器包装リサイクル法」が完全施行されたことを受けて、すべての市町村が 10 品目の全部又は一部の品目を分別収集しています。平成 20 年度の県内市町村の分別収集状況は表のとおりです。

(2)し尿処理の状況(環境整備課・大気水質保全課)

し尿処理の基本は、し尿を生活の場から容易に、かつ、迅速に排除し、排除したし尿を環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することであり、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで重要です。水洗化のニーズに応えるため、下水道の整備及び浄化槽の設置が進められています。

①し尿の処理状況(環境整備課)

し尿の処理状況については下表のとおりです。し尿の収集は全ての市町村で、業者が許可を得たうえでを行っています。市町村による計画処理量はくみ取りし尿と浄化槽汚泥と合わせると 17.3 万 kl/年であり、これらは農地還元されるものを除き、し尿処理施設において衛生的に処理されています。

(単位:kl/年)

| 区分 \ 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H 16 | H 17 | H 18 | H 19 | H20 | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| し尿処理量 | 210,367 | 202,639 | 197,263 | 175,685 | 178,846 | 177,040 | 176,636 | 174,070 | 172,545 | |
| 計画処理量 | し尿処理施設 | 207,689 | 200,119 | 194,690 | 172,602 | 176,371 | 175,053 | 174,707 | 171,953 | 170,490 |
| | 海洋投入処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農地還元 | 2,283 | 2,260 | 2,367 | 2,831 | 2,229 | 1,984 | 1,925 | 2,114 | 2,052 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 209,972 | 202,379 | 197,057 | 175,433 | 178,600 | 177,037 | 176,632 | 174,067 | 172,542 |
| 自家処理量 | 395 | 260 | 206 | 252 | 246 | 3 | 4 | 3 | 3 | |

し尿の処理状況 *浄化槽汚泥を含む。[出典:山梨の一般廃棄物]

②浄化槽(大気水質保全課)

浄化槽は、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。下水道と同等の水質が得られ設置費用も安価なことから、家屋が散在する地域を中心に有効な手段として関心が高まっており、平成 21 年度末現在の設置数は、151,381 基となっています。

平成 21 年度末における処理方式別、人槽別浄化槽設置基数は次の表のとおりです。

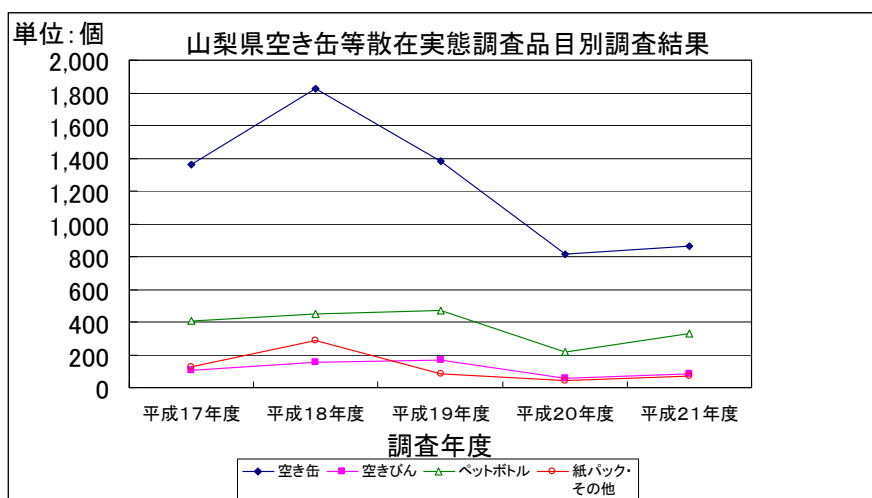
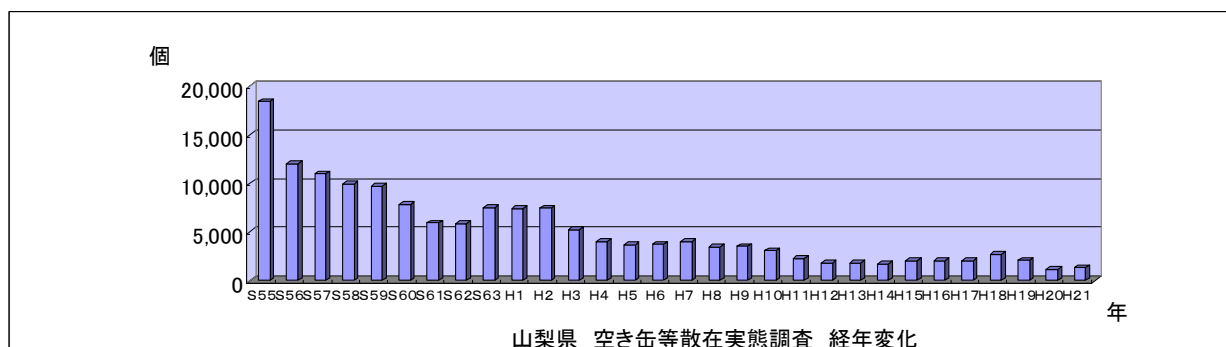
| 処理方式 | ～20 | 21～100 | 101～200 | 201～300 | 301～500 | 501～ | 合計 | |
|---------|-----------|--------|---------|---------|---------|------|---------|--------|
| 単独処理浄化槽 | 腐敗型 | 11,706 | 1,132 | 159 | 59 | 27 | 13,083 | |
| | ばっ気型 | 22,319 | 2,378 | 160 | 31 | 12 | 24,901 | |
| | 分離接触ばっ気 | 58,371 | 6,055 | 39 | 7 | 2 | 64,474 | |
| | 分離ばっ気 | 13,898 | 1,142 | 10 | 3 | 1 | 15,054 | |
| | 散水ろ床 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| | その他 | 33 | 0 | 1 | 0 | 1 | 35 | |
| 小計 | 106,331 | 10,707 | 369 | 100 | 43 | 1 | 117,551 | |
| 合併処理浄化槽 | 分離接触ばっ気 | 707 | 520 | 43 | 16 | 14 | 1,300 | |
| | 嫌気ろ床接触ばっ気 | 8,702 | 55 | 1 | 1 | 1 | 8,760 | |
| | 回転板 | 0 | 1 | 3 | 6 | 4 | 15 | |
| | 接触ばっ気 | 50 | 970 | 640 | 297 | 204 | 2,219 | |
| | 散水ろ床 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 活性汚泥 | 7 | 70 | 104 | 56 | 59 | 23 | 319 |
| | 長時間ばっ気 | 0 | 0 | 4 | 12 | 13 | 27 | 56 |
| | 標準活性汚泥 | 0 | 1 | 3 | 10 | 7 | 6 | 27 |
| | その他 | 19,761 | 1,192 | 92 | 35 | 27 | 27 | 21,134 |
| 小計 | 29,227 | 2,809 | 890 | 433 | 329 | 142 | 33,830 | |
| 合計 | 135,558 | 13,516 | 1,259 | 533 | 372 | 143 | 151,381 | |

浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)

(3) 空き缶等への対策(環境創造課)

一般道路やその周辺、市街地の広場や公園などでのごみの散乱は、自然や生活環境の美観を損ねるばかりでなく、人に不快感を与え、また、環境衛生上の問題を生じます。このため、県では、快適で美しい環境を保全することを目的とし、昭和59年3月「山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例」を制定しました。また、県下27市町村においても(山中湖村を除く)同様の条例が制定されています(平成20年5月1日現在)。

県では、昭和55年以降「空き缶等散在実態調査」を県内主要道路12地点で行っており、その結果は下図のとおりです。調査地点での空き缶等の散乱数は、多少の変動はありますが、年々減少してきており、昭和55年を基準とすると平成21年度は14分の1の水準となっています。



2 産業廃棄物の状況(環境整備課)

産業廃棄物とは、建設業、製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥、がれき類、廃プラスチック類など20種類に限定されています。平成20年度の発生量を対象に平成21年度に実施した「産業廃棄物実態調査」の結果は、次のとおりです。

(1) 産業廃棄物の発生、排出の状況

本県の産業廃棄物の発生量(農業から発生したものを除く。)は、1,617千t/年であり、このうち有価物量46千t/年を除いた排出量は発生量の97.1%にあたる1,571千t/年でした。

排出量を業種別にみると、建設業が 458 千 t/年と最も多く全体の 29.2%を占め、次いで電気・水道業 456 千 t/年(29.0%)、製造業 318 千 t/年(20.2%)、鉱業 311 千 t/年(19.8%)と続き、この 4 業種で全体の 98%を占めています。次にこれを種類別にみると、汚泥が 924 千 t/年と最も多く全体の 58.8%を占め、次いでがれき類 415 千 t/年(26.4%)、金属くず 45 千 t/年(2.9%)、廃プラスチック類 30 千 t/年(1.9%)の順となっています。

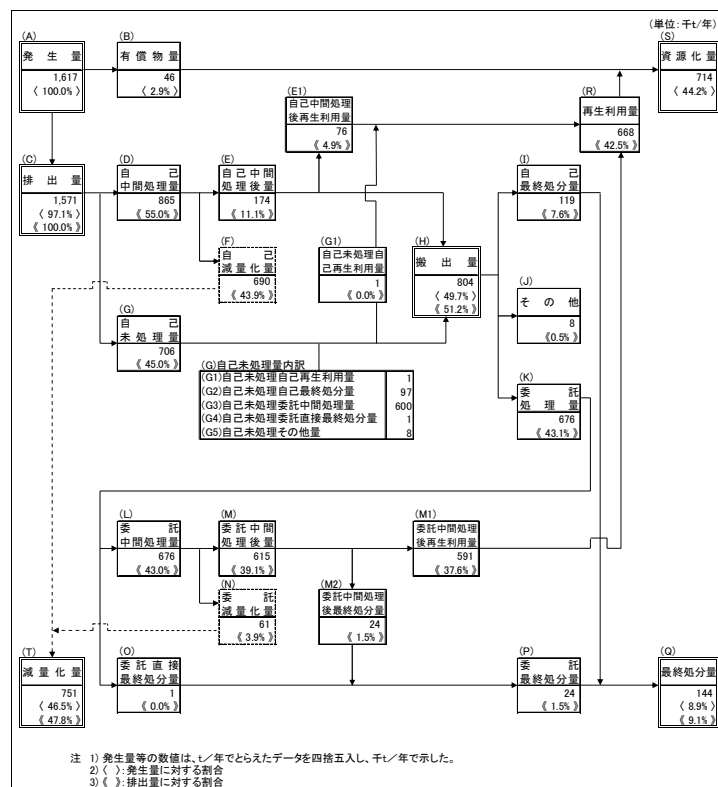
| 種類 | 排出量(千t/年) | 構成比(%) | 種類 | 排出量(千t/年) | 構成比(%) |
|--------|-----------|--------|----------|-----------|--------|
| 建設業 | 458 | 29.2% | 汚泥 | 924 | 58.8% |
| 電気・水道業 | 456 | 29.0% | がれき類 | 415 | 26.4% |
| 製造業 | 318 | 20.2% | 金属くず | 45 | 2.9% |
| 鉱業 | 311 | 19.8% | 廃プラスチック類 | 30 | 1.9% |
| その他 | 28 | 1.8% | その他 | 157 | 10.0% |
| 合計 | 1,571 | 100.0% | 合計 | 1,571 | 100.0% |

業種別排出量

種類別排出量

(2)産業廃棄物の処理の状況

各事業所から発生した産業廃棄物(農業から発生する廃棄物を除く。)の処理の状況は、次の図に示すとおりです。



発生量 1,617 千 t/年(A)のうち 2.9%にあたる 46 千 t/年(B)が有価物として再利用され、残りの 97.1%にあたる 1,571 千 t/年(C)が産業廃棄物として排出されている。排出量 1,571 千 t/年(C)は、一部が自己中間処理(D)され、再生利用(E1)や減量化(F)が行われる。この自己中間処理後の残さの量と自己未処理量(G)を合わせたものを搬出量(H)と呼んでいるが、これはさらに自己最終処分(I)又は委託処理(K)される。委託処理では、中間処理(L)による減量化(N)や再生利用(M1)又は最終処分(M2)(O)が行われる。

この結果、発生量の 44.2%にあたる 714 千 t/年(S)が資源化され、46.5%にあたる 751 千 t/年(T)が減量化され、8.9%の 144 千 t/年が最終処分されたことになる。

3 廃棄物対策(環境整備課)

(1)山梨県廃棄物総合計画

大量生産、大量消費型の社会経済活動は、県民生活を豊かにする一方で、大量の廃棄物が発生し、最終処分場のひっ迫や、不法投棄などの問題を生じさせるため、環境への負荷の低減が図られる循環型社会への転換が必要となっています。

こうした中、国では、循環型社会を実現するための基本となる循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法を整備し、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分を推進しています。

本県においても、山梨県公害防止条例の見直しを行い、平成 17 年 3 月、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分についても盛り込んだ山梨県生活環境の保全に関する条例に改正しました。この条例に基づき、県民、事業者、行政が取り組むべき責務を定め、廃棄物等の発生抑制等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため廃棄物総合計画を策定しました。

○計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第 61 条に基づく計画

○計画期間 平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間

○計画の対象 山梨県生活環境の保全に関する条例第 59 条に定める廃棄物等

○計画の目標

| 項目 | 基準年 | | 目標年 | | |
|-------|--------|------------------|--------|------------------|-----|
| | 平成15年度 | | 平成22年度 | | |
| | (千t) | 構成(%) | (千t) | 構成(%) | |
| 一般廃棄物 | 排出量 | 348 | 100 | 312 | 100 |
| | 再生利用量 | 61 | 17 | 87 | 28 |
| | 減量化量 | 255 | 74 | 202 | 65 |
| | 最終処分量 | 32 | 9 | 23 | 7 |
| 産業廃棄物 | 排出量 | 2,000 (1,598) | 100 | 2,302 (1,297) | 100 |
| | 再生利用量 | 993 | 50 | 921 | 40 |
| | 減量化量 | 751 | 38 | 1,213 | 53 |
| | 最終処分量 | 247 | 12 | 161 | 7 |
| | その他 | 8 | 0 | 7 | 0 |

※()内は、下水道汚泥を除いた値

○各主体の役割

| 主体 | 役割 |
|-----|--|
| 県民 | 日常生活に伴うごみの排出者として、発生抑制等に努めるとともに、市町村の行う適正処理に協力すること。 |
| 事業者 | 事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、発生抑制に努めるとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。 |
| 市町村 | 一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。 |
| 県 | 県内の廃棄物処理に係る総合調整的な役割を担うこと。 |

○廃棄物等の発生抑制等のための施策の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2)一般廃棄物の適正処理指導

本県では、一般廃棄物の不適正処理による生活環境の汚染及び処理施設からの二次公害を防止するため、次の対策を講じています。

①一般廃棄物の計画的な処理

市町村では、ごみ及び生活排水の処理について、長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画及びこれに基づく一般廃棄物処理実施計画(毎年度)を策定し、一般廃棄物の適正処理を行うこととされており、県では、各市町村の処理計画策定等について、必要な助言を行っています。

②一般廃棄物処理施設の維持管理

市町村の一般廃棄物処理施設については、適正な維持管理を行うため、機能検査並びに放流水、ばい煙等の検査を定期的実施しています。また、県においても、一般廃棄物処理施設への立入検査実施要領による立入検査や放流水等の検査を実施し、処理施設が適正に維持管理されるよう支援を行っています。

・放流水の検査

ごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設の放流水を採水し、基準に適合しているかを検査し、必要に応じ助言。

・施設への立入検査

施設への立入検査を定期的実施し、適正に維持管理されているかを監視。

(3)一般廃棄物処理広域化計画

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、国は、平成9年5月28日付けで各都道府県あて、ごみ処理広域化計画を策定するよう通知しました。

県は、平成11年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画(以下「旧計画」という。)」を策定しました。旧計画は、平成10年度から平成19年度を計画期間とし、ごみの発生抑制やリサイクルを進め、どうしても処理しなければならないごみについては、24時間連続運転の焼却施設で処理し、ダイオキシン類の削減とエネルギーの有効活用を図り、環境に十分配慮した広域的なごみ処理システムとすることを基本とし、ごみ処理の効率性、余熱利用としての発電の効率性・経済性等を考慮し、将来的には300t/日以上焼却施設の整備が可能となるよう県内を3ブロックに区分し、既存の焼却施設の更新時期にあわせてブロック内の他施設への集約化や100t/日以上施設の施設の新設等により段階的に広域化を進め、旧計画策定時に17あった焼却施設を平成19年度までに10施設に集約することを目標としていました。

旧計画の推進により、平成14年12月から新たに灰溶融固化施設を備えた24時間連続運転の焼却施設が3施設稼働し、焼却灰の資源化による最終処分量の削減やごみ発電の導入などのサーマルリサイクルの推進が図られるなど、ごみ処理の広域化が推進され、焼却施設数についても目標としていた10施設に集約されたところです。

県では、旧計画の計画期間満了に伴い、市町村等における効率的なごみ処理を広域的に行っていくことは、一般廃棄物に係るダイオキシン類の削減はもとより、循環型社会の形成に向けたリサイクル等の推進や最終処分量の削減、また、スケールメリットを活かした公共コストの縮減などが更に期待されることから、平成20年3月に平成20年度から平成29年度を計画期間とする新たな「山梨県ごみ処理広域化計画(以下「新計画」という。))を策定し、引き続きごみ処理の広域化を推進していくこととしました。

新計画においては、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を図りながら、現在10あるごみ焼却施設を平成29年度までに5施設に集約することを目標としています。新計画によるごみ処理の広域化により、ごみ発電等による未利用エネルギーの活用や県内のごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の更なる削減、公共コストの縮減等の効果が期待されます。

(4)産業廃棄物の処理対策

①産業廃棄物の処理対策の推進

産業廃棄物の処理対策の推進については、昭和53年4月以降、産業廃棄物処理計画を策定し、これに基づき取り組んできたところですが、平成18年2月には、一般廃棄物を含めた廃棄物全般にわたる山梨県廃棄物総合計画を策定し、様々な施策を展開しています。

廃棄物の排出抑制、循環の利用については、基本的に事業者の取り組みへの支援により、その促進を図ることとし、適正処理については、生活環境の保全を図るための排出事業者や産業廃棄物処理業者の監視や指導、円滑な廃棄物処理施設の設置を進めるための事前協議制度、廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理防止対策などにより、その推進を図っています。

②監視・指導等の状況

ア 監視・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、次のとおり排出事業所の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業者の監視・指導を実施しました。

| 区 分 | 立入検査数 | 改善指導数 |
|-----------------|-------|-------|
| 産業廃棄物収集運搬業者 | 219 | 76 |
| 産業廃棄物処分業者 | 180 | 53 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 | 10 | 0 |
| 特別管理産業廃棄物処分業者 | 9 | 1 |
| 産業廃棄物処理施設 | 162 | 19 |
| 産業廃棄物排出事業者 | 765 | 213 |
| 合 計 | 1,345 | 362 |

排出事業所等立入件数(平成21年度)

イ 処理業者の状況

平成21年度末における産業廃棄物処理業者の状況は、次のとおりです。

○産業廃棄物処理業者

| 区 分 | 業者数 | |
|-------|-------|----|
| 収集運搬業 | 1,583 | |
| 処分業 | 中間処理 | 98 |
| | 最終処分 | 2 |

○特別管理産業廃棄物処理業者

| 区 分 | 業者数 | |
|-------|------|---|
| 収集運搬業 | 211 | |
| 処分業 | 中間処理 | 5 |
| | 最終処分 | 1 |

産業廃棄物処理業許可状況(平成21年度末現在)

ウ 中間処理施設の状況

平成 21 年度末における事業者及び処理業者が設置している中間処理施設の整備状況は、次のとおりです。

| 産業廃棄物処理施設(中間処理施設) | 処理能力 | 許可施設数 |
|-------------------|-----------------------|----------|
| 汚泥の脱水 | 10m ³ /日超 | 16(1) |
| 汚泥の乾燥(機械) | 10m ³ /日超 | 3(2) |
| 汚泥の乾燥(天日) | 100m ³ /日超 | 0 |
| 汚泥の焼却 | 5m ³ /日超 | 3(3) |
| 廃油の油水分離 | 10m ³ /日超 | 0 |
| 廃油の焼却 | 1m ³ /日超 | 3(3) |
| 廃酸・廃アルカリの中和 | 50m ³ /日超 | 1(1) |
| 廃プラスチック類の破砕 | 5t/日超 | 6(6) |
| 廃プラスチック類の焼却 | 0.1t/日超 | 3(3) |
| 木くず又ははがれき類の破砕 | 5t/日超 | 90(78) |
| コンクリート固定化 | | 0 |
| 水銀を含む汚泥のばい焼 | | 0 |
| シアン分解 | | 2(2) |
| 廃PCB等の焼却 | | |
| PCB汚染物の洗浄 | | |
| その他の焼却 | 200kg/h以上 | 10(6) |
| 合 計 | | 137(105) |

事業者の中間処理施設整備状況(平成21年度末現在)

(注) 処理施設は法第 15 条第1項に基づく許可施設である。同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。()は、処理業者が設置したもの

| 施設等の内容 | 施設数 | 処理能力 |
|----------|---------|--------------------------|
| 燃え殻 | | |
| 焼却 | 2 (2) | 108.2 t / 日 |
| 混練固化 | 1 | 56.0 t / 日 |
| 汚泥 | | |
| 焼却 | 3 (3) | 165.5 t / 日 |
| 堆肥化 | 3 | 223.8 t / 日 |
| 生物処理 | 1 | 100.0 m ³ /日 |
| 分級混練 | 1 | 480.0 t / 日 |
| 酸化・還元 | 1 | 8.0 m ³ /日 |
| 脱水 | 3 | 14.4 m ³ /日 |
| 乾燥 | 3 (1) | 137.3 t / 日 |
| 調湿混練 | 1 | 0.0 m ³ /日 |
| 混練固化 | 1 | 1.0 t / 日 |
| 造粒固化 | 1 (1) | 120.0 m ³ /日 |
| 廃油 | | |
| 焼却 | 3 (3) | 82.0 t / 日 |
| 堆肥化 | 1 | 90.0 m ³ /日 |
| 油水分離 | 1 | 8.4 m ³ /日 |
| 廃酸 | | |
| 中和等 | 3 (1) | 1135.0 m ³ /日 |
| 乾燥 | 1 | 12.0 t / 日 |
| 廃アルカリ | | |
| 中和等 | 6 (1) | 1149.4 m ³ /日 |
| 乾燥 | 1 | 12.0 t / 日 |
| 廃プラスチック類 | | |
| 焼却 | 3 (3) | 60.0 t / 日 |
| 破砕 | 24 (9) | 790.3 t / 日 |
| 圧縮・切断等 | 37 | 2630.8 t / 日 |
| 減容固化等 | 11 | 35.1 t / 日 |
| 紙くず | | |
| 焼却 | 6 (6) | 163.8 t / 日 |
| 破砕 | 15 (6) | 192.4 t / 日 |
| 圧縮・切断等 | 13 | 2025.2 t / 日 |
| 減容固化等 | 4 | 32.9 t / 日 |
| 木くず | | |
| 焼却 | 6 (6) | 163.8 t / 日 |
| 破砕 | 38 (26) | 3746.2 t / 日 |
| 圧縮・切断 | 4 | 245.9 t / 日 |
| 堆肥化等 | 2 | 15.7 m ³ /日 |
| 減容固化 | 3 | 24.9 t / 日 |
| 圧縮 | 4 | 227.6 t / 日 |

* 同一の処理施設で、複数の種類を処理できるため、実際の施設数とは違いがある。実施施設183施設(処分業者数98)

* ()は、法第15条第1項の規定に基づき施設設置許可を受けた施設数

産業廃棄物処理業者の中間処理施設の整備状況(平成21年度末現在)

| 施設等の内容 | 施設数 | 処理能力 |
|-----------|---------|--------------------------|
| 繊維くず | | |
| 焼却 | 7 (6) | 166.7 t / 日 |
| 破砕 | 15 (2) | 193.9 t / 日 |
| 圧縮 | 11 | 1409.4 t / 日 |
| 減容固化 | 3 | 24.9 t / 日 |
| 切断 | 2 | 13.8 t / 日 |
| 動植物性残さ | | |
| 焼却 | 3 (3) | 129.9 t / 日 |
| 堆肥化 | 4 | 149.1 t / 日 |
| 生物処理 | 1 | 100.0 m ³ /日 |
| 油水分離 | 1 | 8.4 m ³ /日 |
| 破砕 | 1 (1) | 28.8 t / 日 |
| 乾燥 | 4 | 122.3 t / 日 |
| ゴムくず | | |
| 焼却 | 3 (3) | 129.9 t / 日 |
| 破砕 | 8 (4) | 175.2 t / 日 |
| 圧縮・切断等 | 10 | 466.2 t / 日 |
| 減容固化 | 1 | 16.0 t / 日 |
| 金属くず | | |
| 破砕 | 16 (8) | 854.5 t / 日 |
| 圧縮・切断等 | 30 | 2463.8 t / 日 |
| ガラス・陶磁器くず | | |
| 破砕 | 42 (27) | 17517.7 t / 日 |
| 圧縮・切断等 | 19 | 1592.1 t / 日 |
| 混練固化 | 1 | 48.8 t / 日 |
| がれき類 | | |
| 破砕 | 48 (43) | 31180.1 t / 日 |
| 圧縮・切断 | 3 | 157.2 t / 日 |
| 動物のふん尿 | | |
| 堆肥化 | 1 | 4.0 t / 日 |
| 動物系固形不要物 | | |
| 焼却 | 2 (2) | 108.2 t / 日 |
| ばいじん | | |
| 混練固化 | 1 | 61.6 t / 日 |
| 特別管理 | | |
| 廃油 | 2 (2) | 76.1 t / 日 |
| 廃酸 | 3 (1) | 1135.0 m ³ /日 |
| 廃アルカリ | 6 (1) | 1149.4 m ³ /日 |
| 感染性 | 2 (2) | 108.2 t / 日 |
| 特定有害汚泥 | 2 (1) | 1105.0 m ³ /日 |
| 特定有害廃酸 | 2 (1) | 1105.0 m ³ /日 |
| 特定有害廃アルカリ | 2 (1) | 1105.0 m ³ /日 |

③事前協議制度

廃棄物処理施設の設置については、計画の初期段階から地域住民に情報提供し、地域住民の十分な理解を得ながら、計画が進められることが大切です。

このため、平成 10 年 10 月に法改正の内容を踏まえ、従来の事前協議制度を継続するとともに、必要な見直しを行いました。この事前協議制度により、法の許可申請前に必要な手続きを行い、地域住民の理解を得ながら処理施設が設置されるよう処理業者等を指導しています。

(主な改正点)

- ・住民への早期情報開示・意向の反映
- ・専門委員会の意見の反映
- ・合意形成の範囲の改善など

(5)PCB処理基金への拠出

PCB廃棄物処理基金は、中小企業者等が保管する高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減等に充てるため、平成 13 年度より、国及び都道府県からの補助金等により造成されています。各都道府県の拠出額は、平成 12 年度国勢調査における人口割りで算出され、本県は平成 13 年度から各年度 1 千 4 百万円を拠出しています。なお、県内のPCB廃棄物は北海道事業として北海道室蘭市の処理施設で処理されることとなり、平成 16 年 6 月に環境大臣による事業認可がなされ、平成 20 年 5 月より処理が開始されました。

4 廃棄物の不法投棄防止対策(環境整備課)

(1)廃棄物対策連絡協議会が配置する廃棄物監視員による監視パトロールの実施

平成 3 年度から、県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会を設置し、広域的な監視指導を実施しており、県内 4 つの林務環境事務所ごとに廃棄物監視員を配置し、平日昼間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発活動等を実施しています。

(2)休日・夜間の廃棄物不法投棄等監視パトロールの業務委託

平成 11 年度から民間警備会社への委託による監視パトロールを実施しています。平成 17 年度からは、監視体制が手薄となる夜間に特化し、夜間監視パトロールとして実施していましたが、平成 21 年度からは、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、休日・夜間監視パトロールとして回数も大幅に増加して実施しています。

(3)不法投棄監視協力員の養成

平成 17 年度から、「地域の環境は地域で守る」という観点から、日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等の活動を行う不法投棄監視協力員を養成し、不法投棄の早期発見や未然防止に努めるなど、不法投棄に対する県民総監視体制の確立を図っています(平成 21 年度末で 1,070 名登録)。

(4)産廃 G メンの養成・設置

平成 19 年度から、不法投棄対策に対する専門的知識を有する職員を「産廃 G メン」と位置付け、重大不法投棄事案等に対応させるとともに、所属職員の指導育成に当たらせ、不法投棄事案等の処理解決能力の強化を図っています。

(5)不法投棄等未然防止支援システムの導入

平成 19 年度から、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「不法投棄等未然防止支援システム」を導入し、広域化する不法投棄事案等への迅速な対応を図っています。

(6)不法投棄未然防止事業の実施

林道脇等、現に不法投棄がなされており、放置すると更なる不法投棄のおそれのある場所を選定し、頻繁に不法投棄される箇所防止柵を設置するなど物理的な措置を講じる「不法投棄未然防止事業」を実施しています。

| | | |
|----------|---------|-------------------------|
| | 設置地区名 | 南都留郡西桂町小沼地内 |
| 事業 内容 | 地区選定の理由 | 道路沿いに恒常的に不法投棄が行われている。 |
| | 防止施設の内容 | 不法投棄防止柵 H=1,800mm L=44m |
| | 実施主体 | 西桂町 |
| | 実施場所 | 南都留郡西桂町小沼地内 |
| | 設置日 | 平成21. 2. 23 |
| | 以降の取り組み | 再発防止のための重点的な監視活動に努める。 |

平成 21 年度不法投棄未然防止事業の実施状況

5 公共関与による廃棄物最終処分場整備(環境整備課)

近年、事業活動によって排出される産業廃棄物や日常生活に伴って排出される一般廃棄物は、量的に増大するとともに、質的にも多様化しており、その適正処理が社会的に重要な課題となっています。特に、本県における廃棄物の最終処分は、その多くを他県の処分場に依存している状況にあり、県内での廃棄物最終処分場確保が極めて重要です。

このため、平成 5 年度に策定した「公共関与による廃棄物最終処分場整備方針」に基づき、平成 6 年に山梨県環境整備事業団が、廃棄物最終処分場の整備と管理運営を行う事業主体として設立され、現在、山梨県環境整備事業団により、山梨県環境整備センター(北杜市明野町)が平成 21 年 5 月に操業を開始し、また、次期処分場(笛吹市境川町)の整備に向けた取り組みを行っています。